

山 形 県 営 駐 車 場
指 定 管 理 者 募 集 要 項

令 和 7 年 6 月

山 形 県 企 業 局

目 次

1	募集の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	指定管理者が行う業務・・・・・・・・	2
4	指定管理者募集に関する事項・・・・・・・・	2
5	納付金及び経費に関する事項・・・・・・・・	6
6	審査及び選定に関する事項・・・・・・・・	7
7	協定に関する事項・・・・・・・・	9
8	調査及び指示・・・・・・・・	10
9	関係法令の遵守・・・・・・・・	10
10	情報公開について・・・・・・・・	11
11	指定管理者の指定の取消しに関する事項等・・・・・・・・	12
12	その他・・・・・・・・	13
13	参考資料・・・・・・・・	13
別紙 1	指定管理者指定申請に係る提出書類チェック表・・	14
様式集	・・・・・・・・	15～
参考資料	・・・・・・・・	30～

山形県営駐車場の効果的かつ効率的な管理運営を行うため、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号。以下「手續条例」という。）及び山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号。以下「施設設置条例」という。）第2条の2の規定に基づき、指定管理者を次のとおり募集します。

1 募集の概要

（1）施設の名称

山形県営駐車場

（2）指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

（3）指定管理者の募集及び選定の方法

公募とし、申請者から提出のあった事業計画書の内容等について、山形県企業局指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査したうえで、候補者を選定します。

（4）審査結果等の通知及び公表

審査結果は、申請者に対して通知するとともに、山形県企業局のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/500001/kigyokyoku-top/potal.html>）への掲載等により公表します。

（5）協定の締結

県は、県議会の議決を経て、選定された候補者を指定管理者に指定します。その後、指定管理者と細目について協議を行い、協定を締結します。

（6）問合せ先

山形県企業局総務企画課 経営戦略推進室企画調整担当
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
電 話 023-630-2786
FAX 023-624-8737
E-Mail 県ホームページ下部の「お問い合わせフォーム」から

2 施設の概要

- ① 所在地 山形市旅籠町三丁目5番10号
- ② 構造 自走式立体駐車場
鉄骨造り地上5階建（5階6層）
- ③ 敷地面積 2,765.55㎡
- ④ 建築面積 1,551.37㎡
- ⑤ 延床面積 7,264.06㎡
- ⑥ 設置年月日 平成2年10月1日
- ⑦ 収容台数 300台

- ⑧ 現指定管理者 株式会社ヤマコー

※詳細は（参考資料２）「施設等一覧」を参照してください。

3 指定管理者が行う業務

（１）施設の運営に関する業務

- ① 駐車場の管理に関する業務
- ② 利用料金の徴収、駐車券の発行等に関する業務
- ③ 緊急時対応その他の業務
- ④ その他日常的な運営に関する業務

（２）施設の維持管理に関する業務

- ① 設備機器保守点検
- ② 電気設備の技術基準への適合維持等に関する義務の遂行（みなし設置者）
- ③ 清掃及び廃棄物の処理（駐車場周辺部の清掃及び植栽管理含む）
- ④ 施設・設備の修繕
- ⑤ 消耗品等の調達、取替補充及び処分
- ⑥ 案内標識等の維持管理
- ⑦ テレビ地上波及びBS難視聴家庭の対応（電力柱への共架賃料の支出含む）
- ⑧ その他施設の保守管理に関する業務

（３）その他の業務

- ① 事業計画書及び収支予算書の作成
- ② 事業報告書の作成
- ③ 月例報告書の作成
- ④ サービス向上に向けた自己検証の実施及び当該検証結果の県への報告
- ⑤ 指定期間が満了したとき又は指定が取消されたときの引継業務
- ⑥ 意見交換等

※詳細は別添「山形県営駐車場管理運営業務仕様書」を参照してください。

4 指定管理者募集に関する事項

（１）指定管理者の募集及び選定スケジュール

主な手続の実施スケジュールは、次のとおりです。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ① 募集要項等の配布 | 令和7年6月10日（火）～7月15日（火） |
| ② 質問書の受付 | 令和7年6月10日（火）～7月1日（火） |
| ③ 現地説明会の開催 | 令和7年6月23日（月） |
| ④ 申請書類の受付 | 令和7年7月2日（水）～7月15日（火） |
| ⑤ 審査 | 令和7年7月下旬～8月上旬予定 |
| ⑥ 選定された候補者の公表 | 令和7年9月予定 |
| ⑦ 指定管理者の指定 | 令和7年10月予定 |
| ⑧ 指定管理者との協定締結 | 令和8年2月予定 |

(2) 指定管理者の募集手続

① 募集要項等の配布

ア 配 布 期 間 令和7年6月10日（火）から7月15日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

イ 配 布 場 所 山形県企業局総務企画課 経営戦略推進室企画調整担当
なお、県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp>）からも入手することができます。

② 募集に関する質問書の受付

ア 受 付 期 間 令和7年6月10日（火）から7月1日（火）午後5時15分（必着）まで
イ 提 出 方 法 持参、郵送、電子メール又はFAXで、1（6）の問合せ先まで期間内に質問書（様式第7号）により送付してください。

なお、質問書を送付した場合は、必ず電話で到達を確認してください。
ただし、電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。

ウ 回 答 方 法 質問書に対する回答は、質問書を提出した法人又は団体に電子メール等で随時回答するとともに、前記の県ホームページに掲載します。

③ 現地説明会

ア 開 催 日 時 令和7年6月23日（月）午前10時から

イ 集 合 場 所 緑町会館（山形市緑町一丁目9-30） 1階101会議室

ウ 参 加 人 員 各法人等3名以内

エ 申 込 方 法 等 現地説明会参加申込書（様式第8号）により、持参、郵送、電子メール又はFAXで、山形県企業局総務企画課 経営戦略推進室企画調整担当に令和7年6月19日（木）午後5時15分（必着）までにお申し込みください。

なお、現地説明会参加申込書を送付した場合は、必ず電話で到達を確認してください。

④ 申請書類の受付

ア 受 付 期 間 令和7年7月2日（水）から7月15日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受 付 方 法 山形県企業局総務企画課 経営戦略推進室企画調整担当まで、持参又は郵送してください。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付けます。

⑤ 審査

令和7年7月下旬から8月上旬の間に実施予定です。ヒアリングを実施する場合は、別途、申請者に通知します。

⑥ 候補者の選定

審査委員会における審査結果に基づき、候補者を選定し、申請者全員に結果を通知するとともに、前記の県ホームページにおいて公表します。（9月予定）

⑦ 指定管理者の指定

県議会の議決後に、候補者を指定管理者に指定します。（10月予定）

⑧ 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定後に協定を締結します。(令和8年2月予定)

(3) 申請に関する事項

① 申請者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であること。

ア 県内に主たる事務所（本店）を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

ウ 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

エ 国税及び地方税を滞納していないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

カ 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

- ・ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ・ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- ・ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

キ 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

ク 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続きが行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

ケ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けた又は登録を受ける予定であること。

コ 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員がアからケまでの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- ・ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ・ 当該共同企業体の構成員が、別の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- ・ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の6第1項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

② 複数の団体による共同申請

サービスの向上又は効率的な運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等が共同企業体を構成して申請することができます。この場合は次の③のエからカまでの書類は、構成員ごとに提出してください。

③ 申請書類

申請時には、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を**10部（正本1部、副本9部）**提出してください。なお、書類の提出にあたっては、「指定管理者指定申請に係る提出書類チェック表（別紙1）」を添付してください。

ア 指定管理者の指定申請書（様式第1号）

イ 法人等の概要（様式第2号）

共同企業体が申請を行う場合には、共同企業体申請構成表（様式第2号の2）も提出してください。

ウ 事業計画書（様式第3号）及び収支計画書（様式第4号及び積算根拠資料）

エ 山形県営駐車場指定管理者の申請者に必要な資格を満たしていることの申立書（様式第5号）

オ 労働関係法令の遵守に関する誓約書（様式第6号）

カ 関係書類

a 指定管理者の指定を受けようとする法人等の定款、寄附行為若しくは規約及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

b 法人等における申請の日に属する事業年度より前3箇年分の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録、その他法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、設立時の財産目録等）

c 法人等の役員の名簿及び履歴書

d 法人等が現に行っている業務の概要並びに法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類

e 消費税納税証明書及び法人の場合は法人税納税証明書（税務署が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のものに限る。）

f 山形県税について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（総合支庁が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のものに限る。）

g 市町村税について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（市町村が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のものに限る。）

h 社会保険への加入状況を確認できる書類

〔雇用保険〕 下記の書類のいずれか

- ・ 資格取得等確認通知書（写）
- ・ 直近の概算保険料又は確定保険料申告書（写）及び領収済通知書（写）

〔健康保険及び厚生年金保険〕 下記の書類のいずれか

- ・ 被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（写）
- ・ 被保険者報酬月額基礎届に伴う標準報酬決定通知書（写）
- ・ 直近の保険料の領収通知書（写）

i その他審査の参考となる資料

④ 留意事項

- ア 必要に応じて関連法人等の財務諸表や金融機関の支援体制等の資料を求める場合があります。
- イ 申請に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とします。
- ウ 提出された申請書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- エ 申請から県議会における指定の議決までの間に、法人等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名に変更があった場合は、速やかに、山形県企業管理者宛て変更届（任意の様式）を提出してください。

（４）欠格事項

申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請者を失格とします。

- ① 本募集要項に定める資格・要件が備わっていない場合
- ② 事業計画書において、納付金が県の提示する下限額を下回っている場合
- ③ 複数の事業計画書を提出した場合
- ④ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合
- ⑤ 審査委員会の委員に個別に接触した場合
- ⑥ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ⑦ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ⑧ その他不正な行為があった場合

５ 納付金及び経費に関する事項

県は、将来的な施設及び設備の更新などに備え、指定管理者より納付金を徴収します。

また、指定管理者による施設の管理においては、地方自治法第244条の２第８項で定める「**利用料金制**」を採用し、指定管理者が行う山形県営駐車場の維持管理に要する経費は利用料金収入をもってこれに充てます。なお、「施設等の新設及び修繕の実施区分」については、仕様書に定めるとおりとします。

（１）納付金の額

- ① 毎年度の納付金の額について事業計画書により提案していただきます。
- ② 指定期間中に指定管理者が支払う納付金の最低額は次のとおりです。

令和８年度	令和９年度	令和10年度	計
17,800千円	17,800千円	17,800千円	53,400千円

※ 申請の際は、この最低額以上の納付金の額を提示してください。なお、各年度においても年度最低額以上となるようにしてください。最低額を下回る申請は受理しません。

なお、納付金は「不課税」扱いとなりますのでご注意ください。

※ 現在の納付金の額は、令和５年度14,000千円、令和６年度14,000千円、令和７年度14,000千円です。

(2) 納付金の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準として、分割して納付金を支払っていました。支払方法、時期については、年度協定で定めます。

(3) 納付金額の変更

原則として納付金の額は変更いたしません。ただし、県が特別の理由があると認めるときは、協議により変更するものとします。

(4) 会計処理

山形県営駐車場の管理運営に係る会計処理は、指定管理者の他の事業と区別して専用の口座で経理してください。

6 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

審査委員会において申請者から提出のあった事業計画書の内容等について、サービス向上、企業局への納付金額、地域経済への貢献、管理運営の安定性、より良い地域社会を形成する観点などの次の選定基準に基づく得点を参考のうえ、総合的に審査し、候補者を選定します。

(2) 選定基準

手続条例第3条に定める以下の基準を踏まえ選定します。

- ① 公の施設の平等利用が確保されるものであること。
- ② 事業計画書の内容が、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
- ③ 事業計画書に沿った公の施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有すること。

(3) 選定基準ごとの審査項目及び配点等

① 選定基準ごとの審査項目及び配点

選定基準	審査項目	審査のポイント	確認書類	配点等
基本事項	施設の設置目的と管理運営方針	・県が示す管理運営方針と申請者が提案した方針は合致するか。 ・申請者の経営モラルは適切か。	事業計画書 (運営方針)	満たしていなければ「失格」
	収支計画の適確性及び実現の可能性	・収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ・収支計画は実現可能なものか。 ・業務遂行のための適切な積算となっているか。 ・現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算根拠資料を含む サービス提供・管理運営状況に係る検証等結果【検証シート】	
	施設の維持管理の適確性	・当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。 ・県が求める維持管理の基準に合致しているか。	事業計画書	
	労働法令の遵守	・労働関係法令は遵守しているか。 ・最低賃金は遵守しているか。	労働法令違反状況、最低賃金の遵守状況等	

施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	・高齢者や障がい者等、全ての利用者の平等な利用や利用のしやすさに配慮しているか。 ・事業内容に偏りがないか。	事業計画書 (運営方針) (事業内容)	5点
事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	企業局への納付金額	・効率的な運営により納付金を提案できているか。 ①提案のあった納付金額のうち合計額が最も高いものを最高納付金額とし、最高納付金額を提案した申請者を20点とする。 ②各申請者の点数は、それぞれが提案した納付金の合計額と最高納付金額との比率により算出する。 ③計算式 各申請者の得点 ＝20点×(提案納付金合計額／最高納付金額) ※納付金額が年額17,800千円未満の場合は失格、申請不受理とする。小数点以下切捨て。	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算 根拠資料を含む	20点
	サービスの向上を図るための具体的手法	・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・募集要項(仕様書)で示した内容への提案として適切か。 ・利用時間、利用料金の設定は適切か。 ・施設の機能や設備を十分に活用した提案となっているか。	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算 根拠資料を含む	30点
	施設の維持管理の内容の妥当性	・維持管理の内容(実施回数、箇所等)は、適切な計画となっているか。 ・施設の安全管理、利用者の安全管理への取組み(防犯・防災・事故防止・感染症防止等の対策)は十分か。	事業計画書 ※維持管理の内容 (回数、箇所等)	6点
	利用者の増加を図るための具体的手法	・利用拡大の取組内容は十分か。 ・広報計画の内容は適切か。 ・具体的かつ適切な達成目標(利用者数等)を設定しているか。	事業計画書	5点
	管理運営に有益な地域における活動(地域貢献)	・地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動等。 ・地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。	事業計画書	4点
事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制	・職員体制(人数、配置体制)は十分か。 ・責任の所在は明確か。 ・有資格者、経験者等の配置は十分か。 ・職員の採用、確保方針は適切か。 ・職員の育成、研修体制は十分か。 ・外部委託の実施計画は妥当か。 ・共同企業体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。 ・過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。	事業計画書 (組織図) (実施体制) (雇用計画) (研修計画) 資格証明書 共同企業体協定書	7点
	財務状況及び経営基盤	・申請者の財務状況は健全か。 ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か。	会社概要、定款、登記事項証明書、財務諸表、納税証明書 等	7点
その他	利用者要望への対応	・利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。 ・トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。	事業計画書 (相談体制)	4点

	緊急時の対応	・防災対策、緊急時及び事故発生時の対策（未然防止対策を含む）は妥当か。	事業計画書 （リスク管理） （緊急時体制）	3点
	情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組	・情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組は妥当か。	事業計画書 会社概要等	3点
	地域経済への貢献	・地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。	事業計画書	3点
	県の施策への協力	・県が進める各種施策（別表）に対し、協力しているか。	会社概要等	3点
合 計 点 数				100点

（別表）県の施策への協力で評価する各種施策

①エコアクション21取得 ②障がい者雇用 ③子育て支援 ④やまがたスマイル企業認定制度 ⑤建設雇用改善優良事業所表彰 ⑥地域貢献活動（災害活動、マイロード等） ⑦新規学卒者の雇用・インターンシップ受入れ ⑧女性の活躍推進 ⑨協力雇用主としての活動 ⑩新分野進出等経営革新への取組み（再生可能エネルギー分野への進出を含む） ⑪当該施設におけるキャッシュレス決済への対応 ⑫その他必要と認める施策

7 協定に関する事項

審査委員会により選定された候補者について、県議会の議決を経て指定管理者として指定した後、細部についての協議を行い、施設の管理運営に関する指定期間全体の「包括協定」を締結します。ただし、協定締結及び協定発効以前に、指定管理者の財務状況が悪化する、社会的信用を著しく失うなど、指定管理者として相応しくないと認められる状況に至った場合は、協定を締結しない、あるいは協定を解除することがあります。

また、年度ごとに施設の管理運営に係る「年度協定」の締結を行います。

それぞれの協定の内容は次の内容を予定しています。

（１）包括協定

- ① 指定期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 管理の基準（利用時間等）、利用料金の設定・免除、行為制限に関する事項
- ④ 業務の内容及び範囲に関する事項
- ⑤ 物品等の帰属に関する事項

- ⑥ 事業報告（添付書類を含む。）に関する事項
- ⑦ アンケートの実施など利用者の意見や要望の把握に関する事項
- ⑧ サービス提供や管理運営状況の分析・検証に関する事項
- ⑨ 納付金に関する事項
- ⑩ 県と指定管理者の定期的な意見交換及び協定にない問題が生じた際の連絡調整のあり方に関する事項
- ⑪ 指定の取消し、業務の停止命令に関する事項
- ⑫ 安全管理（大規模災害時の対応方針等を含む。）、リスク管理（施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動等が生じた場合の取決めを含む。）、責任分担、原状回復義務、損害賠償に関する事項
- ⑬ 管理運営上重大な支障が生じた場合又はそのおそれが生じた場合の指定管理者からの報告（県の求めによる資料等の提出を含む。）に関する事項
- ⑭ 情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護に関する事項
- ⑮ 業務の引継ぎに関する事項
- ⑯ 環境へ配慮した取組みに関する事項（山形県環境保全率先実行計画（第5期）の内容に留意した記載とする。）
- ⑰ 労働関係法令の遵守及び雇用・労働条件に対する配慮に関する事項
- ⑱ その他県が必要と認める事項

（２）年度協定

- ① 当該年度の事業の実施に関する事項
- ② 当該年度における納付金の額及び納付方法に関する事項
- ③ 当該年度に実施する事業に関する事業報告、リスク管理、責任分担等に関する事項
- ④ その他県が必要と認める事項

8 調査及び指示

地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者が管理する施設の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理業務又は経理の状況について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることがあります。

9 関係法令等の遵守

指定管理者が業務を遂行するにあたり、関連する法令がある場合は、それらを遵守してください。

山形県営駐車場管理条例（平成2年3月26日県条例第15号）及び関連する規則のほか、特に次の法令に留意してください。

（１）地方自治法

第244条第2項

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではなりません。

第244条第3項

指定管理者は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはなりません。

(2) 個人情報の保護に関する法律

第66条第2項

指定管理者は、公の施設の管理の業務を行う場合において、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

(3) 山形県行政手続条例（平成8年3月県条例第9号）

県では、行政処分等に関する手続に関し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的として、必要な事項を条例で定めています。

指定管理者は、この条例の適用を受ける「行政庁」に含まれると解されるため、同条例の諸規定が適用されます。

10 情報公開について

(1) 申請書類の著作権及び公表

申請書類の著作権は、指定管理者に指定されるまでは申請者に、指定後は県に帰属します。

指定管理者の指定後、指定管理者となった者から提出があった申請書類について、個人情報の保護に関する法律の諸規定を遵守の上、県は原則としてその全部を情報公開窓口（県庁の行政情報センター及び総合支庁窓口。以下同じ。）で公表します。

また、指定管理者とならなかった者から提出があった指定申請書類についても、県はその全部を公表することができるものとします。

(2) 候補者の選定に関する情報等の公表

審査委員会の会議録等を県ホームページで公開します。

候補者選定手続きの透明性を確保するため、審査の方法、選定基準、配点、候補者の名称・所在地並びに候補者選定の結果及び理由（採点結果を含む。）について、県ホームページ及び情報公開窓口で公表します。

(3) 事業報告書及び財務諸表の公表

指定管理者から毎年度、県に提出される事業報告書及び財務諸表は、原則としてその全部を情報公開窓口で公表します。

(4) 管理運営状況等に係る検証結果の公表

毎年実施する管理運営状況等に係る検証結果は、県ホームページ及び情報公開窓口で公表します。

(5) 指定管理者が行う情報公開に係る県の指導

指定管理者が行う情報公開については、「公の施設に係る指定管理者の情報公開指導要綱」に基づき、県は指定管理者に対して指導できるものとします。

11 指定管理者の指定の取消しに関する事項等

指定管理者の業務開始前又は指定期間中に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者として指定された者が、次の事項に該当した場合は、指定管理者の候補者の選定若しくは指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

(1) 指定管理者の業務開始前までの期間における取消し要件等

- ① 県議会の議決を得られなかった場合
- ② 指定管理者の候補者又は指定管理者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こした場合
- ③ 指定管理者の候補者又は指定管理者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- ④ その他指定管理者に指定することが不可能となった場合、又は著しく不相当と認められる事案が生じた場合

(2) 指定期間中における取消し要件等

- ① 手続条例第3条に定める基準及び本募集要項4(3)①の「申請者に必要な資格」を満たさなくなった場合
- ② 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、管理業務の履行が確実でないと認められる場合
- ③ 本募集要項8に基づき県が行う必要な指示（いわゆる改善勧告）に従わない場合又は指示内容に係る改善が見られない場合
- ④ 合併・分割等による法人格の変更に伴い、再度指定手続きを行う場合
- ⑤ 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続させることが適当でないと認められる場合（例：法人等の解散、不適切な施設運営、施設運営収支の著しい悪化、法令又は協定等の違反、施設管理の責任者又は法人等の役員の刑事訴追、指定の取消しの申し出があった場合 など）
- ⑥ 情報公開、個人情報の保護、公益通報者の保護の取扱い及び承認等の手続が不適切であると認められる場合

(3) 協定締結の解除等

上記(1)又は(2)が適用された場合には、業務の停止を除き、協定を締結しないか又は協定を解除します。

(4) 損害賠償

上記(1)又は(2)により指定管理者の候補者としての選定又は指定管理者の指定が取り消された場合で、県に損害が発生した場合には、県は損害賠償請求を行います。

(5) その他

- ① 指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。
- ② 自然災害等、県及び指定管理者の責めに帰することのできない事由により、業務の継続が困難になった場合には、県と指定管理者は、業務の継続の可否について協議するものとします。
- ③ 自己の都合により指定管理者からの指定の取消しを求める場合には、その後の管理業務に支障を及ぼさないよう十分な期間をもって申し出をしてください。

12 その他

協定の解釈に疑義が生じた場合、又は、協定に定めのない事由が生じた場合は、県と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

13 参考資料

(参考資料 1) 山形県の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び同条例施行規則

(参考資料 2) 施設等一覧

(参考資料 3) 山形県営駐車場管理条例及び同条例施行規則

(参考資料 4) 営業実績の推移と現行料金

(参考資料 5) 駐車場の管理経費

別紙 1

指定管理者指定申請に係る提出書類チェック表

	提出書類	提出の有無
ア	指定管理者の指定申請書（様式第 1 号）	
イ	法人等の概要（様式第 2 号）	
	（該当ある場合）共同企業体申請構成表（様式第 2 号の 2）	
	（該当ある場合）グループの規約等（案の段階も可）及びグループ構成員の責任分担及び責任割合が分かるもの（任意様式）	
ウ	事業計画書（様式第 3 号）	
エ	収支計画書（様式第 4－1 号（又は第 4－2 号））及び根拠資料）	
オ	県営駐車場の指定管理者の申請者に必要な資格を満たしていることの申立書（様式第 5 号）	
カ	労働関係法令の遵守に関する誓約書（様式第 6 号）	
キ	指定管理者の指定を受けようとする法人等の定款、寄附行為若しくは規約及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類	
	法人等における申請の日の属する事業年度より前 3 箇年分の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録、その他法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、設立時の財産目録等）	
	法人等の役員の名簿及び履歴書	
	法人等が現に行っている業務の概要並びに法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類	
	消費税納税証明書及び法人の場合は法人税納税証明書（税務署が発行する直近 1 年間の証明書。提出日において発行の日から 3 箇月以内のものに限る。）	
	山形県税について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（総合支庁が発行する直近 1 年間の証明書。提出日において発行の日から 3 箇月以内のものに限る。）	
	市町村税について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（市町村が発行する直近 1 年間の証明書。提出日において発行の日から 3 箇月以内のものに限る。）	
	社会保険への加入状況を確認できる書類 〔雇用保険〕 下記の書類のいずれか ・ 資格取得等確認通知書（写） ・ 直近の概算保険料又は確定保険料申告書（写）及び領収済通知書（写） 〔健康保険及び厚生年金保険〕 下記の書類のいずれか ・ 被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（写） ・ 被保険者報酬月額基礎届に伴う標準報酬決定通知書（写） ・ 直近の保険料の領収通知書（写）	
	（該当ある場合）その他審査の参考となる資料	

様式第1号

指 定 管 理 者 の 指 定 申 請 書

令和 年 月 日

山形県企業管理者 松澤 勝志 殿

申 請 者
所 在 地
名 称
代表者氏名

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定により、下記の公
の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

公の施設の名称 山形県営駐車場

様式第2号

法人等の概要

令和 年 月 日現在

県内の主たる事務所 (本社又は本部等)	団 体 名			
	所 在 地		電 話 番 号	
	代 表 者 名		F A X 番 号	
	設立年月日			
	資 本 金	(又は基本財産)		
他の主な事業所	団 体 名			
	所 在 地		電 話 番 号	
	代 表 者 名		F A X 番 号	
	設立年月日			
沿 革				
事業内容 (経営理念等)				
主な実績 (施設の維持管理業務等)	施 設 名		開始年月日	
	所 在 地		終了年月日	
	業 務 内 容			
	施 設 名		開始年月日	
	所 在 地		終了年月日	
	業 務 内 容			
	施 設 名		開始年月日	
	所 在 地		終了年月日	
	業 務 内 容			
財務状況 (過去3年間に ついて記入し てください)	年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	総 収 益			
	総 費 用			
	当 期 損 益			
	累 積 損 益			
従業員数	正職員			
	正職員以外			
担 当 者	部署・職名		電 話 番 号	
	氏 名		F A X 番 号	
	メールアドレス			

様式第2号の2

共同企業体構成員表

グループ名： _____

(代表となる団体)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者名

連絡先

(構成員)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者名

連絡先

(構成員)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者名

連絡先

※1 この様式は、複数の団体による共同申請を行う場合のみ提出すること。

2 グループの規約等（案の段階も可）及びグループ構成員の責任分担及び責任割合が分かるもの（任意様式）を添付してください。

様式第3号

事業計画書の大きさはA4判として、以下の内容を記載してください。この用紙による必要はなく、またページ数の制限もありません。必要あれば、適宜、別紙として資料を提出してください。

山形県営駐車場の管理運営に関する事業計画書

団体名

代表者氏名

1 管理運営に関する基本的な考え方

(1) 経営方針

自社の経営方針について記載してください。

(2) 県営駐車場の管理運営方針

管理運営を行う上での基本的な考え方を記載してください。

(3) 収支計画

様式第3号に掲げる収支計画の考え方、積算根拠等を記載してください。

(4) 財務状況

財務状況を記載してください。

2 施設の平等利用の確保を図るための具体的な手法

高齢者や障がい者等、全ての利用者の平等な利用や利用のしやすさなど、施設の平等利用を図るための具体的な取り組み内容について記載してください。

3 企業局への納付金額（年度毎）

- ・令和8年度
- ・令和9年度
- ・令和10年度

4 管理運営業務の実施計画

（1）サービスの向上を図るための具体的手法

- ア 利用者のサービス向上のための具体的な方策と期待される効果
(県営駐車場の利用者数拡大や利便性向上に資する新たなサービス・事業等の一つ以上提案のうえ、期待される効果を記載してください。事業提案の内容については、協議のうえ、実施の有無を判断することとします。)
- イ 利用時間の設定
(利用時間は管理条例に定めるところによりますが、あらかじめ企業管理者の承認を受け、指定管理者が設定します。)
- ウ 利用料金の設定
(利用料金は管理条例に定めるところによりますが、あらかじめ企業管理者の承認を受け、指定管理者が設定します。)
- エ 施設の機能や設備を活用するための工夫

（2）施設・設備の維持管理の内容の妥当性

- ア 施設・設備の維持管理
 - ①施設の保守管理業務の具体的な取り組み
 - ②設備の保守管理業務の具体的な取り組み
- イ 施設の安全管理、利用者の安全管理の取り組み
- ウ 類似施設の管理実績（類似施設の管理実績がある場合記入してください。)

（3）利用者の増加を図るための具体的手法

- ア 利用拡大の取り組み内容と期待される効果
- イ 広報計画
- ウ 達成目標の設定（具体的目標と目標設定の考え方）

(4) 管理運営に有益な地域における活動(地域貢献)

ア 地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動等

イ 地域、関係機関、ボランティアとの連携

5 安定的な管理運営が可能となる人的能力及び運営体制

(1) 管理運営体制

※ 適正な管理運営を行うための適切な人員配置、責任分担を考慮のうえ記載してください。

共同体の場合は各役割を区別して記載してください。

ア 職員配置の基本的な考え方

イ 組織図（指揮命令体系が分かるもの）

ウ 職員・勤務体制等（雇用関係、給与、勤務体制（勤務時間・休日など））

エ 職員配置計画

①正規職員

担 当 す る 業 務	職員の年齢層	1週間の勤務時間

※ 正規職員とは、ここでは概ね1日8時間、1週40時間程度勤務する常勤の職員をいいます。

※ 人数分記載してください。「職員の年齢層」欄は、10代、20代、30代、40代、50代・・・等と記載してください。

②正規職員以外

担 当 す る 業 務	雇用契約期間	職員の年齢層	1週間の勤務時間

※ 人数分記載してください。「職員の年齢層」欄は、10代、20代、30代、40代、50代・・・等と記載してください。

③雇用計画

分類	現在の従業員数		新規雇用の従業員数	
		うち指定管理業務従事予定者数		雇用予定地域
正規職員	人	人	人	
正規職員以外	人	人	人	

※ 現在の従業員数は、「1 団体の概要」に記載の従業員数と一致させてください。

オ 責任体制（責任の所在、責任者の配置など）

カ 経験者の配置

キ 職員の配置・施設の管理に従事する者の雇用に関する考え方

ク 職員の育成、研修体制の考え方

ケ 過去の重大な協定違反の有無（ある場合はその措置）

（２）外部委託実施計画

山形県営駐車を管理運営する上で、業務の一部を再委託する予定があればその内容を記載してください。

ア 再委託業務の内容

業 務 名	再 委 託 の 理 由

イ 再委託先選定の考え方

ウ 受託先への指導体制

６ その他

（１）利用者要望への対応

ア 苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制

イ トラブルの未然防止、発生時の対応

（２）緊急時の対応

防犯・防災対策及び施設管理上の災害（人的・物的な不測の事態）への対処方法を記載してください。

(3) 情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護に関して講ずる措置

ア 情報公開に係る取り組み

イ 個人情報保護に係る取り組み

ウ 公益通報者保護に係る取り組み

(4) 地域経済への貢献

地元経済に貢献する事項があれば記載してください。

(5) 県の施策への協力

県が進める募集要項記載の各種施策に対し、協力している事項があれば記載してください。

(6) 令和8年4月1日から業務を円滑に行うための計画

(7) 他に応募している施設の有無

※ 上記事業計画書の項目は、指定管理者の申請にあたり最低限盛り込むべきものを示したものであり、申請者が必要に応じて追加してください。

※ 各みだしに重複して記載する内容がある場合は、それぞれ同内容を記載いただくか、又は参照先を記載（記載例：5（1）アに記載のとおり）してください。

様式第4 - 1号

山形県営駐車場の管理運営に関する収支計画書（消費税課税事業者の場合）

※税込様式も併せて作成すること。

収 入（消費税抜き）

(単位：千円)				
区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
利用料金収入				
その他収入				
収入合計(A)				

支 出（消費税抜き）

(単位：千円)				
区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
人件費（詳細は別記）				
人件費				
小計				
管理費				
通信運搬費				
消耗品費				
光熱水費				
修繕費				
保険料				
委託料				
その他経費				
小計				
納付金				
支出計(B)				
収支差引 (A) - (B)				

※ 積算根拠を記載してください（別紙可）。

※ 費目は適宜追加してください。

消費税

(単位：千円)				
区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
仮受消費税				
仮払消費税				

様式第4 - 2号

山形県営駐車場の管理運営に関する収支計画書（その他の事業者の場合）

収 入（消費税込み）

(単位：千円)				
区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
利用料金収入				
その他収入				
収 入 合 計 (A)				

支 出（消費税込み）

(単位：千円)				
区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
人 件 費（詳細は別記）				
人 件 費				
小 計				
管 理 費				
通 信 運 搬 費				
消 耗 品 費				
光 熱 水 費				
修 繕 費				
保 険 料				
委 託 料				
そ の 他 経 費				
小 計				
納 付 金				
支 出 計 (B)				
収 支 差 引 (A) - (B)				

※ 積算根拠を記載してください（別紙可）。

※ 費目は適宜追加してください。

別紙（例）

「人件費」内訳書（例）	
（１）職員数内訳（正規職員 名、正規職員以外 名）	
（２）給与 計 千円 ア 正規職員 小計 千円 給与 単価（月額）×○人× か月＝ 千円 ボーナス等 年額千円 イ 正規職員以外 小計 千円 単価（月額）×○人× か月＝ 千円 ボーナス等 年額 千円	
（３）法定福利費 計 千円 ア 正規職員 小計 千円 イ 正規職員以外 小計 千円	
（４）各種手当等 計 千円 ア 正規職員 小計 千円 イ 正規職員以外 小計 千円	
（５）その他 計 千円	

（※）欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

様式第5号

令和 年 月 日

山形県企業管理者 松澤 勝志 殿

申 請 者
住 所
団 体 名
代表者氏名

山形県営駐車場の指定管理者の申請者に必要な資格を満たしていることの申立書

山形県営駐車場の指定管理者の指定申請にあたり、法人その他の団体又はその代表者（複数の法人等による共同申請の場合は、その構成員）が次の事項をすべて満たすことを申し立てます。

記

※提出にあたっては、□に✓点を記入してください。

- ☐ア 県内に主たる事務所（本店）を有する。
- ☐イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていない。
- ☐ウ 山形県から指名停止措置を受けていない。
- ☐エ 国税及び地方税を滞納していない。
- ☐オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていない。
- ☐カ 次のいずれにも該当しない（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - ・ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である。
 - ・ 暴力団員等がその事業活動を支配している。
 - ・ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがある。
- ☐キ 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でない。
- ☐ク 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続きが行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でない。
- ☐ケ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けた又は登録を受ける予定であること。
- ☐コ 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員がアからケまでの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - ・ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ・ 当該共同企業体の構成員が、別の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
 - ・ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の6第1項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

様式第6号

令和 年 月 日

山形県企業管理者 松澤 勝志 殿

申 請 者
住 所
団 体 名
代表者氏名

労働関係法令の遵守に関する誓約書

県営駐車場の指定管理者の指定申請にあたり、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反しておりません。

様式第7号

山形県営駐車場指定管理者募集要項に関する質問票

令和 年 月 日

質問項目	
質問内容	
法人等名称	
所属・担当	
電 話	
F A X	

※ 質問は1項目ずつ別葉としてください。

回 答 ※記入しないこと	
---------------------	--

質問票受付期限：令和7年7月1日（火）

様式第8号

山形県営駐車場指定管理者現地説明会申込書

令和 年 月 日

山形県企業管理者 松澤 勝志 殿

申 込 者
住 所
団 体 名
代表者氏名

山形県営駐車場指定管理者の現地説明会への参加を、下記のとおり申し込みます。

記

1 参加者

役 職 名	氏 名

2 連絡先等

担当者職・氏名

電 話 番 号

F A X 番 号

メールアドレス

参考資料 1

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成17年 3 月 22 日

山形県条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者の指定を受けようとする公の施設を管理する知事、教育委員会又は企業管理者（以下「知事等」という。）の指定する日までに、次に掲げる書類を添付した申請書を知事等に提出しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に関する事業計画書（以下単に「事業計画書」という。）

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第3条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって審査し、当該申請をしたもののうち最も適当と認めるものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) 公の施設の平等利用が確保されるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

(3) 事業計画書に沿った公の施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること。

(指定管理者の指定等の公示)

第4条 知事等は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は同条第11項の規定によりその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかにその旨を公示しなければならない。

(原状回復義務)

第5条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消されたときは、知事等が承認した場合を除き、速やかに当該指定管理者が管理を行わなくなった公の施設の施設又は設備を原状に回復しなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成17年3月22日山形県規則第8号

最終改正 令和3年9月24日規則第72号

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則をここに公布する。

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第2条に規定する申請書は、指定管理者の指定申請書（別記様式第1号）によるものとする。

2 条例第2条第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする法人又は団体（以下「法人等」という。）の定款、寄附行為若しくは規約及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 法人等における申請の日の属する事業年度より前3箇年分の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録その他法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、設立時の財産目録）
- (3) 法人等の役員の名簿及び履歴書
- (4) 法人等が現に行っている業務の概要並びに法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が必要と認める書類

(変更の届出)

第3条 指定管理者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その事実を証する書面を添えて、その旨を変更届出書（別記様式第2号）により知事等に届け出なければならない。

- (1) 名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事等が別に定める事項

2 知事等は、前項の規定による届出（同項第1号に係るものに限る。）があつたときは、速やかに、その旨を公示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第4条 指定管理者は、毎年度、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、当該年度の終了後30日以内に知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間に係る事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用の状況
- (2) 公の施設の利用に係る料金の収入実績
- (3) 管理業務に係る経理の状況
- (4) その他知事等が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月29日規則第12号）

- 1 この規則は、平成20年3月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和3年9月24日規則第72号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

参考資料 2

施 設 等 一 覧

名称	構造、型式等	取得日
駐車場本体	自走式立体駐車場 鉄骨造 地上5階建（5階6層） 駐車台数300台、延床面積7,264.06㎡	H2. 10
駐車場電気設備	受電電圧6.6kV、電灯変圧器75kVA、動力変圧器50kVA	H30. 9
駐車場給水設備	加圧給水ポンプユニット1式	H2. 10
駐車場排水設備		H2. 10
駐車場空調設備	空調機、排風機等	H2. 10他
駐車場衛生設備	男子トイレ、女子トイレ各1箇所	H2. 10
駐車場消火設備	スプリンクラー設備、泡消火設備	H2. 10
駐車場火災警報設備	複合盤1面	H2. 10
駐車場昇降機設備	乗用(RAR9 600-2S60-6 VFGL)1台、積載量600kg(9人)、東芝製	H2. 10
駐車場その他駐車場設備		H2. 10
電波障害設備		H18. 12
門及び扉		H2. 10
舗装		H2. 10
雨水排水施設		H2. 10
植栽		H2. 10
消雪設備	入口スロープのロードヒーター	H2. 10
看板	誘導標識	H 7. 3 H24. 6
在庫監視盤		H2. 10
総合満車表示灯		H2. 10
車両感知器		H2. 10
各階案内表示灯		H2. 10
警告灯		H2. 10
駐車券発行機	型式TD-685-R、数量1台、三菱プレジジョン製	R7. 3
自動料金精算機	型式AP-685 Type-EW、数量2台、三菱プレジジョン製	R7. 3
データ集計装置	主な機能：入出庫状況表示、定期券管理、帳票作成（日報、月報、年報）、三菱プレジジョン製	R7. 3
カーゲート	GT-652、入口1台、出口2台、三菱プレジジョン製	R7. 3
インターホーン	1台	R7. 3
音響機器（CD-BGM演奏機）	1台	H9. 6
電話加入権		

施 設 等 一 覧

品 名	規 格	数 量
片袖机	W100×D60	2
回転椅子	R23C	3
耐火金庫	H610×W500×D480	1
引違書庫	H880×W880×D515	1
両開書庫	1790×880×515	1
ロッカー	1790×900×515	2
テーブル（和室用）	320×1800×600	1
脚立	1210(折)2420(伸)	1
工具セット（電工）	430×315×90	1
月間予定ボード	90×1200	1
掛時計	管理室用	1
掛時計	和室用	1
ダストボックス	灰皿なし	6
バリケード（板なし）		3
方向指示板（バリケード付き）		4
ラバーコーン（反射）	700mm	10
進入禁止板		2
掃除機（和室用）		1
平机	W100×D600×H720	1

参考資料 3

山形県営駐車場管理条例

平成2年3月26日山形県条例第15号

最終改正 平成26年3月25日山形県条例第66号

(趣旨)

第1条 この条例は、山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号。以下「公営企業設置条例」という。）第2条第4項に規定する山形県営駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用車両)

第2条 駐車場を利用することができる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車（積載物又は取付物を含めた車体の長さが5メートル以下であり、かつ、高さが2.1メートル以下であるものに限る。）とする。

(駐車拒否)

第3条 企業管理者（以下「管理者」という。）は、駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒否することができる。

- (1) 発火性、引火性等の物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の施設及び設備（以下「施設等」という。）をき損し、又は汚損するおそれのあるとき。
- (3) その他駐車場の管理に支障があると認められるとき。

(禁止行為)

第4条 利用者は、駐車場において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げる行為
- (2) 施設等又は他の自動車をき損し、又は汚損する行為
- (3) その他駐車場の管理に支障を及ぼす行為

(料金の徴収等)

第5条 県は、公営企業設置条例第2条の2の規定により法人その他の団体であつて管理者が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が駐車場の管理を行う場合を除き、利用者から別表に定める料金を徴収する。

- 2 管理者は、前項の料金の額から1割以内の割引きをした額をもって回数券を発行することができる。
- 3 管理者は、事業上必要があると認めるときは、第1項の料金の額から9割以内の割引きをした額をもって、1日のうちの一定の時間にわたって駐車場を利用させることができる通用期間1月の定期駐車券を発行することができる。
- 4 県は、駐車場の利用に係る自動車が道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車その他管理者が定める自動車であるときは、料金を徴収しない。

(料金の免除)

第6条 管理者は、特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部を免除することができる。

(料金の不還付)

第7条 既に徴収した料金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、既に徴収した料金の全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、駐車場の管理を行うものとする。

- (1) 出入口の閉鎖時間は、午後10時から翌日の午前7時までの範囲内とすること。
- (2) その他駐車場の管理上管理者が必要と認める基準
- 2 指定管理者は、前項第1号の基準の範囲内で、あらかじめ管理者の承認を受けて駐車場の出入口の閉鎖時間を定めるものとする。
- 3 管理者は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした出入口の閉鎖時間を公示するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ管理者の承認を受けて臨時に駐車場の出入口の閉鎖時間を変更することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設等の維持管理に関する業務
- (2) 駐車場の運営に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し管理者が必要と認める業務
(利用料金)

第10条 公営企業設置条例第2条の2の規定により指定管理者が駐車場の管理を行う場合にあっては、利用者は、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、第5条第1項の料金の額の範囲内において、あらかじめ管理者の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 管理者は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。

4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

(利用料金の免除)

第11条 指定管理者は、あらかじめ管理者の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第12条 指定管理者が収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、利用者の責任によらない理由で駐車場を利用できなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(罰則)

第14条 詐欺その他不正の行為により、料金の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

別表

区 分		料 金
一般の利用者		250円に1時間を超える時間30分までごとに100円(利用の時間が午後10時を超える場合にあっては、午後9時30分から翌日の午前8時までの利用1回につき500円)を加算した額
図書館等を利用する者	図書館等又は県が主催する講座及び研修（生涯学習に関するものに限る。）の参加者	講座及び研修に要した時間（当該時間が4時間を超える場合は、4時間とする。）を超える時間30分までごとに100円（利用の時間が午後10時を超える場合にあっては、午後9時30分から翌日の午前8時までの利用1回につき500円）
	上記以外の者	図書館等の利用に要した時間（当該時間が2時間を超える場合は、2時間とする。）を超える時間30分までごとに100円（利用の時間が午後10時を超える場合にあっては、午後9時30分から翌日の午前8時までの利用1回につき500円）

備考 この表において「図書館等」とは、山形県立図書館、山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センターをいう。

附 則（平成26年3月25日条例第66号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県営駐車場管理条例施行規程

平成2年9月29日山形県企業管理規程第13号

最終改正 平成18年3月24日山形県企業管理規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、山形県営駐車場管理条例（平成2年3月県条例第15号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休止)

第2条 企業管理者（以下「管理者」という。）は、駐車場の補修その他管理上必要とあると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(出入口の閉鎖時間)

第3条 駐車場の自動車の出入口は、山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号）第2条の2の規定により指定管理者が管理を行う場合（以下「指定管理者が管理を行う場合」という。）を除き、午前0時から午前7時までの間及び午後10時から午後12時までの間閉鎖するものとする。

2 管理者は、駐車場の適正な運営上必要があるときは、前項に規定する出入口を閉鎖する時間を変更することができる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

参考資料 4

営業実績の推移と現行料金

(1) 営業実績の推移

ア 駐車台数及び駐車料金

		R2	R3	R4	R5	R6
駐車台数 (台)	普 通	14,414	21,158	23,109	28,426	26,289
	定期券	31,516	32,541	36,087	39,474	39,846
	遊学館	7,468	7,335	9,680	12,958	12,132
	計	53,398	61,034	68,876	80,858	78,267
駐車料金 (千円)	現 金	4,041	6,905	8,831	11,338	10,827
	回数券	1,525	2,282	2,511	2,602	2,706
	共通サービス券	5	14	20	20	23
	定期券	17,615	18,023	20,346	21,927	22,197
	遊学館有料利用分	337	477	853	1,300	1,281
	計	23,523	27,701	32,561	37,187	37,034

※ 駐車料金は消費税抜きの額。

(参考)

- ・遊学館（山形県立図書館）は、平成30年8月～令和2年2月改修工事を実施（施設の利用を制限）。
- ・令和元年11月30日、山形県民会館が閉館。
- ・令和2年2月、遊学館駐車場（収容台数40台）が開業。

イ 定期券販売枚数

		R2	R3	R4	R5	R6
定期券枚数	昼間定期	1,376枚	1,239枚	1,395	1,514	1,508
	全日定期	177枚	169枚	180	195	187
	子育て応援定期	123枚	370枚	409	428	467

※定期券は1台あたり1ヶ月1枚として取り扱い（12ヶ月の継続利用時は12枚）。

※子育て応援定期券は令和2年9月から販売している。

(2) 現行料金

ア 駐車料金

(一般の利用者)

区 分		金 額
普通駐車	1時間以内	250円
	1時間を超えて30分ごと	100円
夜間駐車	午後9時30分から翌日午前8時まで	500円

(遊学館等を利用する者)

遊学館等を利用する者若しくは図書館等又は県が主催する講座及び研修（生涯学習に関するものに限り）の参加者は、2時間若しくは講座及び研修に要した時間（当該時間が4時間を超える場合は、4時間とする。）を超える時間30分までごとに100円（利用時間が午後10時を超える場合にあっては、午後9時30分から翌日の午前8時までの利用1回につき500円）

※ 「遊学館等」とは、遊学館及び山形県緑町庭園文化学習施設を、「図書館等」とは遊学館内の施設のうち、山形県立図書館、山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センターをいう。

イ 回数券

種 類	発 行 額
3,000円券(プリペイドカード)	3,000円 (3,300円分)
5,000円券(プリペイドカード)	5,000円 (5,500円分)
100円券 11枚セット	1,000円 (1,100円分)
250円券 11枚セット	2,500円 (2,750円分)
子育て応援前売券 10枚セット ※	4,500円 (1枚450円)

※ 県が発行する「やまがた子育て応援パスポート」の保有者を対象とし、午前8時から午後6時までの間に限り、当該前売券1枚で精算可能とするもの。

ウ 定期駐車券

区 分		金 額
昼間定期	午前7時～午後9時まで	11,300円 (1か月)
全日定期	全日 (閉鎖時間は入出庫不可)	16,500円 (1か月)
子育て応援定期※	午前8時～午後6時まで	8,800円 (1か月)

※ 対象者は、県が発行する「やまがた子育て応援パスポート」の保有者

注) 定期駐車券の発行枚数は合計で180台を超えることができない。

(3) 現行の営業時間

午前7時から午後10時30分まで

参考資料5

駐 車 場 の 管 理 経 費
(令和3～令和5年度直接経費の実績)

(千円)

項 目		金 額		
		R3	R4	R5
直 接 経 費	1 人件費	5,298	5,709	6,282
	2 駐車場管理費	5,144	6,144	6,354
	通信運搬費	93	89	88
	消耗品費 蛍光灯、回数券、雑用品その他	89	128	140
	光熱水費	2,174	2,542	2,354
	修繕費 泡消化設備、火災報知器、誘導灯等	419	659	1,409
	保険料 自動車管理者賠償責任保険、施設賠償責任 保険、現金盗難保険	172	172	33
	委託料 設備保守、警備業務、自家用電気工作物・ 消防設備点検等	1,893	1,997	1,862
	その他経費 (賃料、会議費、駐車協会負担金 他)	304	557	468
	直接経費計	10,442	11,853	12,636

※ 金額は消費税及び地方消費税抜き額です。

直接経費計には、一般管理費、納付金、積立金等は含まれておりません。